

新潟市廃棄物処理施設附属施設条例 (平成16年12月24日条例第66号)

最終改正:平成19年6月29日条例第60号

改正内容:平成19年6月29日条例第60号 [平成28年1月1日]

○新潟市廃棄物処理施設附属施設条例

平成16年12月24日条例第66号

改正

平成18年12月21日条例第71号

平成19年6月29日条例第60号

新潟市廃棄物処理施設附属施設条例

(趣旨)

第1条 この条例は、新潟市廃棄物処理施設附属施設（以下「附属施設」という。）の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 附属施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
新潟市舞平清掃センター附属休憩所	新潟市江南区平賀161番地1
新潟市亀田清掃センター附属休憩所	新潟市江南区亀田1835番地1
新潟市亀田清掃センター附属運動公園	新潟市江南区亀田1835番地1

(施設)

第3条 新潟市舞平清掃センター附属休憩所及び新潟市亀田清掃センター附属休憩所（以下「休憩所」という。）に、次に掲げる施設を置く。

- (1) 休憩室
- (2) 浴場
- (3) 多目的ホール

2 新潟市亀田清掃センター附属運動公園に運動広場（以下「広場」という。）を置く。

(休憩所の休館日及び開館時間)

第3条の2 休憩所の休館日及び開館時間は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、臨時にこれを変更することができる。

区分	休館日	開館時間
新潟市舞平清掃センター附属休憩所	(1) 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その翌日） (2) 休日の翌日（その日が土曜日又は日曜日に当たる場合は、その直近の火曜日） (3) 12月29日から翌年1月3日まで	午前10時から 午後5時まで
新潟市亀田清掃センター附属休憩所	(1) 月曜日（その日が休日に当たる場合は、その翌日） (2) 休日の翌日（その日が土曜日又は日曜日に当たる場合は、その直近の火曜日） (3) 12月29日から翌年1月6日まで	午前9時から 午後5時まで

(広場の供用日及び供用時間等)

第3条の3 広場の供用日は、4月1日から11月30日までとし、その供用時間は、午前9時から午後5時までとする。

ただし、市長が特に必要と認める場合は、臨時にこれを変更することができる。

2 広場の利用時間は、1回の利用につき2時間までとする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認める場合は、この限りでない。

(使用料)

第4条 休憩所を利用するものは、別表に掲げる使用料を市長に支払わなければならない。

(使用料の徴収時期)

第4条の2 使用料は、休憩所を利用するものが休憩所に入館するときに徴収する。ただし、回数券による場合にあっては、これを発行するときに徴収する。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特別の理由があると認める場合は、別にその使用料の納付期日を定めることができる。

(使用料の免除)

第5条 市長は、特別の理由があると認める場合は、使用料の全部又は一部を免除することができる。

(使用料の還付)

第6条 既納の使用料は還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認める場合は、使用料の全部又は一部を還付することができる。

(利用の許可)

第7条 多目的ホール又は広場（以下「多目的ホール等」という。）を専用利用しようとするものは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

(利用の制限)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、附属施設を利用させない。

- (1) 附属施設の利用の目的又は内容が、公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認められる場合
- (2) 附属施設の施設又は設備を損傷するおそれがあると認められる場合
- (3) 感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第1項に規定する感染症をいう。以下同じ。）にかかり、感染症がまん延するおそれがあると認められる場合
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が附属施設の管理上支障があると認める場合

(利用の取止めの申出)

第9条 第7条の許可を受けたもの（以下「専用利用者」という。）は、多目的ホール等の利用を取り止めようとする場合は、市長にその旨を申し出なければならない。

(許可外の利用の禁止)

第10条 専用利用者は、多目的ホール等をその許可を受けた目的以外の目的に利用し、又は第三者に利用させることができない。

(行為の制限)

第11条 附属施設を利用するもの（以下「利用者」という。）は、附属施設において次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第2号に掲げる行為については、市長の許可を受けた場合は、この限りでない。

- (1) 施設、設備、器具等を損傷し、又は亡失すること。
- (2) 物品の販売、金品の寄付募集等を行うこと。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が附属施設の管理上支障があると認める行為をすること。

(許可の条件)

第12条 市長は、この条例の規定による許可に、附属施設の管理のため必要な範囲において条件を付けることができる。

(許可の取消し等)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当する利用者に対し、この条例の規定による許可を取り消し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは附属施設からの退去を命じることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反しているもの
- (2) この条例の規定による許可に付けた条件に違反しているもの
- (3) 偽りその他不正な手段により許可を受けたもの

2 市長は、附属施設の管理上又は公益上の理由により特に必要があると認める場合は、利用者に対し前項に規定する処分を行うことができる。

(損害賠償)

第14条 利用者は、附属施設の施設、設備、器具等を損傷し、又は亡失した場合は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、やむを得ない理由があると認められる場合は、賠償額の全部又は一部を免除することができる。

(指定管理者による管理)

第15条 市長は、附属施設の設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって、市が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に附属施設の管理を行わせることができる。

(指定管理者の指定の手続)

第16条 附属施設の指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他規則で定める書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請をしたもののうち、提出された事業計画書等により、次に掲げる基準に最も適合していると認めるものを、附属施設の指定管理者として指定するものとする。

- (1) 附属施設の平等利用が確保されること。
- (2) 附属施設の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有していること。

(指定管理者の業務の範囲)

第17条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 附属施設の利用の許可に関する業務
- (2) 使用料の納付期日の決定及び免除に関する業務
- (3) 第13条の規定による退去等の命令に関する業務
- (4) 附属施設の施設及び設備の維持管理に関する業務

(5) その他附属施設の管理上、市長が必要と認める業務
(秘密を守る義務)

第18条 指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(個人情報の取扱い)

第19条 指定管理者は、個人に関する情報(以下「個人情報」という。)の漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成17年3月21日から施行する。

附 則 (平成18年条例第71号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年条例第60号)

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(新潟市亀田焼却場附属運動公園条例の廃止)

2 新潟市亀田焼却場附属運動公園条例(平成16年新潟市条例第65号)は、廃止する。

(準備行為)

3 指定管理者の指定及びこれに関し必要なその他の行為は、この条例の施行前においても、行うことができる。

別表（第4条関係）

1 個人利用

区分	使用料
新潟市舞平清掃センター附属休憩所	大人 1人1回につき 100円（回数券11回分1,000円）
	小人 1人1回につき 50円（回数券11回分500円）
新潟市亀田清掃センター附属休憩所	大人 1人1回につき 200円（回数券11回分2,000円）
	小人 1人1回につき 100円（回数券11回分1,000円）
備考	
1 「大人」とは、中学生以上の者をいう。	
2 未就学児は、無料とする。	

2 専用利用

区分	使用料
多目的ホール	1時間につき 500円

注 専用利用する者が、浴場を利用する場合は、1の表に掲げる使用料を支払わなければならない。